

奈良県告示第百四十六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更し、供用を開始する。

その関係図面は、奈良県土木マネジメント部道路マネジメント課において告示の日から一月間一般の縦覧に供する。

令和六年七月二十三日

奈良県知事 山下 真

一 道路の種類 主要地方道

二 路 線 名 勢井宗川野線

三 道路の区域

路線 番号	区 間	区域変更 の前後別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル	備 考
9	五條市西吉野町勢	前	三・七	一〇八・〇	
4	井二一七番一先か ら		三・八		
	五條市西吉野町勢				
	井二〇五番三先ま で	後	四・六	一〇八・〇	
			八・〇		

四 供用開始の区間

道路区域の変更に伴い新たに道路となった部分

五 供用開始年月日

令和六年七月二十三日